

## 令和7年度第1回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

### 議事録

開催日時	令和7年10月15日（水）	17時53分から	
開催場所	和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時29分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席2名 出席3名

#### ○事務局（谷本）

ただ今から、第1回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。お手元の会議次第にしたがいまして、進行いたします。

まず、本日の会議の成立状況から御報告いたします。公益代表委員3名、労働者側委員2名、使用者側委員3名に出席いただいております。

最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定に基づく定足数、公労使各側の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを御報告いたします。

また、審議に当たりまして、関係労使からの意見聴取に係る公示、及び傍聴希望に係る告示を行いましたが、意見の文書の提出、傍聴希望とともに申出がなかったことを御報告いたします。

続きまして、専門部会の委員と事務局の御紹介をさせていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

（事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介）

#### ○事務局（谷本）

労働者側委員の近野委員におかれましては、都合上、本日は欠席となっております。続きまして、事務局を紹介いたします。

（事務局が事務局職員を紹介）

#### ○事務局（谷本）

続きまして、本日は鉄鋼業最低賃金の最初の専門部会ですので、事務局を代表いたしまして、労働基準部長の佐々木からあいさつ申し上げます。

〈部長あいさつ〉

○事務局（谷本）

次に、議題に入る前に、お配りしております資料の説明をいたします。

「令和7年度版最低賃金決定要覧」ですが、本審委員の方は既にお渡ししておりますので、専門部会のみの委員の方に本日、机上にお配りしております。

次に、資料についてですが、資料1は、先ほど御覧いただいた専門部会委員の名簿でございます。

○伊賀倉委員

少しよろしいですか。資料1で訂正するのがありまして、私の組織のところと大畑委員のところで、「和歌山」となっておるんですけど、「和歌山」から「鉄鋼関西」に変更してるんです。

○事務局（谷本）

そうですか。わかりました。

○伊賀倉委員

鉄鋼関西労働組合、大畑委員の方は、鉄鋼関西支店ですね。

○事務局（谷本）

和歌山支店が鉄鋼関西支店へ変わったと。ありがとうございます。そうしましたら、後日差し替えをお渡ししたいと思います。

○伊賀倉委員

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○事務局（谷本）

次に、資料2でございます。資料2は、専門部会運営規程です。今年度から新たに委員に御就任いただいた方もいらっしゃいますので、簡単に御説明させていただきます。

第1条、規程の目的ですが、専門部会の議事に関して、最低賃金法と最低賃金審議会令を基本とし、それを補完するものとして、和歌山地方最低賃金審議会の本審の運営規程と専門部会の運営規程を定めて運営しています。

第2条、会議の招集ですが、部会長が必要と認めたとき、局長又は3人以上の委員からの請求があったときに招集すると規定しています。

第3条第3項、委員が出席できない場合等は、適当な方法で部会長に通知する

とされていますが、実務上は事務局に連絡をいただければ、事務局から部会長に連絡させていただいている。

第5条、会議は、原則公開で、率直な意見交換等が損なわれるおそれがある場合には非公開とするとできると規定しています。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見交換、若しくは、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定めています。

第6条、会議は、議事録を作成します。また、議事録作成に当たっては、各側委員から選出された委員に御確認いただくことになります。会議が非公開の場合に作成する議事要旨も同様に、各側委員の御確認をお願いしています。ただし、会議を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することになります。議事録確認者につきましては、後ほど決めていただきたいと思います。

以上、運営規程の主なものにつきまして、説明させていただきました。

資料3は、最低賃金審議会令で会議成立の定足数などに関する箇所は、アンダーラインを引いています。

資料4は、答申日と効力発生日の一覧表です。最低賃金法第11条では金額改正の答申後、15日間の異議申出期間をおくこととされており、また、第14条では、改正決定の官報公示の日から30日経過後に、その効力を生ずるとされております。事務手続に必要な期間も含めて、答申日と効力発生日の関連を示した一覧表となっておりますので、御参考としてください。

次に、資料5は、和歌山県の最低賃金額の推移です。左から地域別、鉄鋼業、百貨店、総合スーパーという並びですが、特定最低賃金の過去の発効年月日を御覧いただきますと、12月30日というのがほとんどです。10月中に比較的早く答申をいただいて、もう少し早く発効できる場合でも、発効日を12月30日に指定していた経緯があります。このように官報公示の日から30日経過後であれば、任意の発効日を指定することができて、「指定日発効」と呼んでおります。例年は、10月中に、専門部会を3回程度開いて結審していただいておりまして、本日1回目の後、2~3回程度ということで、専門部会の日程を御検討いただきます。できるだけ全会一致に向けて、お互いに御努力をお願いしたいと考えますが、予定した日程で全会一致に至らなかった場合、一致に至る目途があるのであれば、日程を延長して専門部会で審議を続ける選択肢もございますが、専門部会として審議を尽くしても一致に至らない場合には、専門部会として採決して結審した後に、専門部会の報告書を作成いただき、審議会会長に報告し、改めて本審を開催して、その結果を審議するという判断もあろうかと思います。とはいえ、特定最低賃金は、全会一致が基本となりますので、全会一致に向けた

御努力を重ねてお願ひいたします。

なお、先日の本審において、専門部会で全会一致での結審をした場合は、これを審議会の決議とする旨の議決をいただいておりますので、併せて御承知おき願います。

次に、資料6は、和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告です。この報告は、審議会資料として用いるために、鉄鋼業最低賃金の適用を受ける事業場について、今年6月1日現在の労働者の賃金の実態を調査し、結果をまとめたものとなっています。

報告書は目次に記載のとおり、1ページは用語の説明で、2ページは50円刻みの総括表となっております。各賃金額階級の労働者数を累計で表示、現在の最低賃金額1,103円は計から3行目の賃金額階級となり、該当労働者は3名となっています。表の下の方に記載しておりますが、月平均賃金額は274,242円、時間当たり平均賃金額は1,629円、1人当たりの月労働時間169時間となっています。

3ページは賃金分布表で、これも50円刻みで、それぞれの賃金額階級などの労働者数と割合を示しています。

4ページはパート労働者のみの50円刻みの総括表です。

5ページは50円刻みの賃金分布グラフです。

6ページは1円刻みの総括表です。

7ページは1円刻みの賃金分布表です。

8ページは最低賃金引上額・率と影響率の関係表で、現状から75円まで引き上げた場合の引上げ率と影響率の表となっています。

資料7は、全国の鉄鋼業関係の最低賃金の一覧表です。

このほか、資料目次に入れておりませんが、今後の審議日程を検討していただくための事務局案と委員の皆様の日程を取りまとめたものを行けております。

次に、和歌山県における最低賃金の適用を受けない事業所を調査対象から除外して、再集計した結果の報告、これは専門部会委員限りの資料となります。

専門部会委員限りの資料の8ページを御覧ください。1,103円をベースに、1円ずつ引き上げた場合の引上げ率と影響率を示しております。

資料6では、1,103円を下回る労働者数は、2名となっており、鉄鋼業最低賃金の適用を受けない労働者を除外して集計した結果も2名となっております。

少し戻りまして、2ページは、50円刻みの総括表となっています。各賃金額階級の労働者数を累計で表示、現在の最低賃金額1,103円は計から3行目の賃金額階級となり、該当労働者は3名となっています。表の下の方に記載しておりますが、月平均賃金額は、260,613円、時間額あたりの平均賃金額は、1,541円、1人当たりの月労働時間数は、169時間となっています。

3ページは賃金分布表で、これも50円刻みで、それぞれの賃金額階級の労働者数と割合を表示しています。

4ページはパート労働者のみの50円刻みの総括表です。

5ページは50円刻みの賃金分布グラフです。

6ページは1円刻みの総括表です。

7ページは1円刻みの賃金分布表です。

8ページは先ほど御説明させていただいたとおりです。

以上、配付資料の説明をしてまいりましたが、何か御質問ございましたら、この後の資料に関連する議題の中でお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、まず、議題の1の部会長と部会長代理の選出ですが、最低賃金法第25条第4項の規定では、公益を代表する委員の中から、委員の選挙により選出することになっていますが、当専門部会では、従来から公益代表委員の中での互選により選出して御承認いただいております。

今回もこの方法により選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは、部会長、部会長代理の選出について、公益代表委員の皆様方で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

○和中委員

はい。先日公益代表委員の会議におきまして協議しました結果、部会長は私、和中が、部会長代理は本庄委員が担当することになりました。よろしくお願ひいたします。

○事務局（谷本）

それでは、公益代表委員で御協議いただきまして、部会長に和中委員、部会長代理には本庄委員を選出いただきました。

御意見ございませんか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

なければ、部会長を和中委員、部会長代理を本庄委員にお願いをし、これ以降の議事の進行を和中部会長に引き継ぎいたします。

和中部会長、よろしくお願ひいたします。

○和中部会長

はい。部会長の和中でございます。これ以降の審議は私が進行役等を務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題2 議事録確認委員の選出を行います。公益代表委員側は、部会長が担当したいと思いますが、労働者側委員と使用者側委員の議事録確認委員を選出したいと思います。労働者側、使用者側、それぞれ1名、選出していただけますでしょうか。

まずは、労働者側委員いかがでしょうか。

○久富委員

それでは、僕が。

○和中部会長

では、使用者側委員は。

○田中康平委員

では、私が。

○和中部会長

それでは、議事録確認委員は、部会長の他に労働者側委員は久富康平委員、そして使用者側委員は田中康平委員と決まりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、議事要旨を作成する場合も御確認をいただくことがありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議題3 本年度の審議について、検討したいと思います。

まず、意見聴取についてですが、会議の冒頭に事務局から報告がありましたとおり、意見聴取の公示の文書の提出がなかったとのことです、審議に当たって「関係労使の中から意見聴取が必要」という御意見はございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

和歌山県の鉄鋼業を代表する労使の皆様方が、専門部会の委員に就任されておられますので、別途、意見聴取は実施しないということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

それでは意見聴取は実施しないということにさせていただきます。

次に、議題4 特定最低賃金を取り巻く状況、金額審議に当たっての基本的な見解等につきまして、意見交換を行いたいと思います。

事務局から提出のありました最低賃金実態調査結果等の資料等も参考にして、意見交換をしていきたいと思います。

労働者側委員、使用者側委員の御意見をお伺いいたします。

まずは、労働者側委員よろしくお願ひいたします。

○久富委員

それでは私の方から取り巻く環境等について、述べさせていただきたいというふうに思います。

現在の鉄鋼産業につきましては、国内外ともに製造業・建設業が低迷し、未曾有の危機的な状況が継続しているというふうに言われております。加えて、中国経済の減速による需給ギャップ拡大を受けた過剰生産・輸出増加は構造的であり、改善の兆しもなく、不透明感も増していることから、国内鉄鋼産業は非常に厳しい環境下にあるというふうに考えております。

また、近年におきましては、物価上昇が続き、生活に大きな打撃を与えてることや、生活必需品などの切り詰めることができない支出項目の上昇が生活を圧迫していることは言うまでもありません。

このような中、今年の春闘におきましても、昨年に引き続き、優秀な人材の確保・定着をすべく、労使交渉が行われ、大幅な賃金改善に繋がったというふうに考えています。このことは、労働力人口が減少する環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れでもあるものだというふうに受け止めております。

また、我々の鉄鋼産業におきましては、他産業と比較した場合、非常に高い技術・熟練度を必要とする専門性が求められる産業であります。また、作業環境におきましても、日々改善は図られるものの、まだまだ、厳しい環境下での作業も存在することや肉体的・精神的に負荷が高いことから、当然それに見合った賃金が必要であるというふうに考えております。

このようなことから、我々としては、和歌山県において地域別最低賃金に対する鉄鋼最賃の優位性についても引き続き確保していくことが重要であるというふうに考えております。さらには、年々、生産年齢人口が減少する中、和歌山県においても他府県に働き手が流出し続けている状況、このことに関しましても危惧しているところであります。

以上のこととを申し述べさせていただいたて、本日いただいた資料、また、他府県の鉄鋼最賃の動向を踏まえて、労働者側でもさらに議論を重ね、次回には金額を提示したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、使用者側委員の方からお願ひできますでしょうか。

○田中康平委員

はい。鉄鋼業を取り巻く環境については、今、久富委員から御説明いただいたとおりです。昨年のこの場で御説明したトーンからそこまで大きな変化はなくして、依然として国内外ともに需要は低迷しております、非常に厳しい状況が継続しております。

海外のところは、先ほど御説明いただいたとおり、中国の構造問題があるということに加えまして、欧州・カナダ等、各国も通商対策を継続、続発している中、皆さんご存じのとおり、トランプさんの関税政策というのは、非常に流動的で予断を許さない状況だと思いますし、そういう状況の中で、この先の鉄鋼の需給環境も不透明感が強いというふうに見ております。

そういう状況ですので、国内も鋼材需要は、中々先が不透明であるということです。実需は、需要が乏しい中で、輸入材というものは一定量入ってきているのですけれども、こちらの輸入材の価格も下がっておりまして、結果、国内の鋼材の市況も低迷しているという状況です。日本も政府が輸入鋼材への通商対抗策というのを考えておりまして、一部の品種で、メッキ等では、アンチダンピングの調査を開始しているというような状況ですので、総じていうとかなり厳しくて、先行きも中々不透明という状況です。

そういう環境の中で、当社の動きといいますか、これも昨年度、この場で申し上げたところからあまり変わってないですけれども、当然、収益を上げるためにコスト改善等のできる自助努力の部分は、目一杯進めているのですけれども、それを上回る環境の厳しさが継続しているという状況です。今、申し上げたような環境認識は、恐らくさっき中国の構造というふうに申し上げましたけど、あまり短期的に大きく好転する見通しもなくて、5年か10年か何十年か分かりませんけども、中長期的に厳しい状況が続く見込みというふうに考えております。そういう状況の中で、環境に配慮した製鉄方法、カーボンニュートラルに関する鉄鋼の大型投資というのも控えておりますので、そういう意味でも鉄鋼業は厳しい経営環境は継続するというふうに考えております。

一方で、最低賃金を引き上げるという政府の目標もござりますし、さっきおっ

しやっていたようなインフレに伴う賃金上昇ですとか、良い人材を鉄鋼業として獲得するということを考えるとして、当然、鉄鋼業としても賃上げを行うべきであるというふうに考えておりますし、実際に当社も昨年度に引き続き、今年度も大きな賃金改善、待遇改善を実施しております。2年間で5万円に近いようなレベルの賃金、待遇改善を実施しております。

ということで、以上を踏まえて、地賃の上げ幅は尊重しながらも鉄鋼産業界の全体の状況をよく見ながら、どういうふうにバランスをとるかというところは、皆様と議論させていただきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○和中部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、公益代表委員側の方から何かございませんか。

〈意見等なし〉

#### ○和中部会長

公益委員としましては、やはり今御説明がありました、いわゆる外部環境につきましてもやはり市況が厳しい。中々、中国の鉄鋼業の影響も中々大きい。なおかつ、トランプ政権のいわゆる関税、このあたりで非常に不安定になる可能性があるということで、中々、鉄鋼業が需給のバランスが短期で改善するのは、非常に難しいところがあるのかなというのは、認識しております。

一方で、労働者側サイド、いわゆる雇用につきましては、長期的な人材確保の視点から、または、国の要請ということも踏まえると、やはり賃金を考慮しなければならないと、実際に考慮されてるというお話を聞きしました。その辺り、双方御説明いただいた内容は、納得できる御説明だったというふうに私としては考えております。

#### ○田中康平委員

すいません。一点だけ。説明に誤解があつたらと。一応補足なんんですけど、トランプ関税の影響というのは、鉄鋼という意味で言いますと、いろんな種類がありまして、いわゆる日本から直接アメリカ向けに鉄を作つて輸出している量は、世界の貿易全体から見れば、量はしれてまして、距離があるとかいう事情がありますし、そんなにそこに掛る関税というのは、もの凄く影響として大きいかというと、そうでもないです。

#### ○和中部会長

どちらかというと、中国の鋼材が非常に不況になってそれが日本に流れでき

て、日本の鋼材が安くなるというイメージを持っているのですが。

○田中康平委員

おっしゃるとおりで、その部分もありますし、どちらかというと、我々のお客様、特に例えば、当社でいうと自動車メーカーなどが一番大きいお客様で供給先なのですから、自動車メーカーのところに今後影響が出てくるとか、若しくは、海外の自動車メーカーの拠点に出している鉄のところの影響、そこから輸出されるような影響というところの方が、むしろ大きいというふうに見てまして、そういう意味でトランプ関税の影響が結構今後効いてくるのでは、若しくは、効いてると思っております。念のために。

○和中部会長

はい、ありがとうございました。

以上、最低賃金を取り巻く状況につきまして、労使双方から業界の現状等につきまして、述べていただきました。

具体的な金額審議につきましては、本日双方からいただいた意見を持ち帰つて検討のうえ、次回の専門部会で審議することとした方がよろしいでしょうか。

と申しますのは、先ほど、労働者側の方から次回でというお話がもう既に出ておりますので、その方向性で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

それでは、金額提示は次回の審議でさせていただくことを前提に進めさせていただきたいと思います。本日の審議はここまでとし、内容を持ち帰つていただいて、それぞれ御検討いただいたうえで、次回金額提示をお願いしたいと思います。それで、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

それでは、本日の意見交換につきましては、これまでとし、次回からは具体的な金額審議に入りたいと思います。

それでは、最後の議題5 専門部会審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局（谷本）

それでは、今後の審議日程について、事務局から説明させていただきます。お手元にあらかじめ各委員に伺った御予定を集計した表を入れておりますので、御覧ください。

まず、先ほど申しましたように、効力発生日に留意する必要がありまして、例年どおり12月30日までに発効するのであれば、10月29日までに答申をいただく必要がございます。日程の提案につきましては、なかなか全委員の予定が合う日時がございませんので、できるだけ欠席者が少ない日時、部会長が出席できるか、などを考えて別紙の事務局案のとおりとしております。また、現時点では土日は外しております。

もちろん事務局としては、回数や期日を制約するものではありませんので、事務局案を参考に御検討いただきたいと思います。

案としまして、第2回は10月20日月曜日18:00から、第3回は10月22日水曜日18:00から、第4回は10月28日火曜日18:00からです。

## ○和中部会長

審議日程について、事務局の提案を参考にして検討したいと思いますが、御意見はいかがでしょうか。この日程どおりでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

## ○和中部会長

はい。それでは、第2回目の審議会は10月20日18:00から、第3回目は10月22日18:00から、第4回目は10月28日18:00からということで、ただ決まり次第審議会は終了いたしますので、第4回まで開催されるかどうかはちょっと今の段階ではわかりません。予定だけ確保させていただきたいと思います。

以上の日程で審議を行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお本日、欠席された委員へは、事務局から連絡をお願いします。

以上で決まりましたので、次の議題に移りたいと思います。

次に、その他の議題として、何かありますか。

〈意見等なし〉

## ○和中部会長

事務局はいかがですか。

○事務局（谷本）

ありません。

○和中部会長

特にないようですので、本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。